

議案第 86 号

市川市教育振興審議会条例の一部改正について

市川市教育振興審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市教育振興審議会条例の一部を改正する条例

市川市教育振興審議会条例（平成 23 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第 4 条の見出し中「委員」の次に「及び臨時委員」を加え、同条第 1 項中「委員は」を「委員及び臨時委員は」に改め、同項第 3 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同条第 4 項中「委員」の次に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

第 8 条中「委員」の次に「及び臨時委員」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 教育振興審議会委員の項中「教育振興審議会委員」の次に「及び臨時委員」を加える。

理 由

教育振興審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置く必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。